

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費助成関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、子ども医療費助成関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

子ども医療費助成関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪狭山市長

## 公表日

令和3年9月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成関連事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年大阪狭山市条例第13号)に基づき、以下の事務を行う。  ①子ども医療費助成の対象者資格に関する事務 ・資格取得及び喪失、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理及び医療証等の交付を行う。  ②子ども医療費助成対象者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。 ・連名簿情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理を行う。  ③大阪府に対する補助金の申請に関する事務
③システムの名称	宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、福祉医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大阪狭山市条例第28号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1及び第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号及びマイナンバー条例別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
無	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ <input checked="" type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月10日	I-1-② 事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①子ども医療費助成の対象者資格に関する事務 ・資格取得及び喪失、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理及び医療証等の交付を行う。</p> <p>②子ども医療費助成対象者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。</p> <p>・連名簿情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理を行う</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年大阪狭山市条例第13号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①子ども医療費助成の対象者資格に関する事務 ・資格取得及び喪失、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理及び医療証等の交付を行う。</p> <p>②子ども医療費助成対象者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。</p> <p>・連名簿情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理を行う</p> <p>③大阪府に対する補助金の申請に関する事務</p>	事後	
平成30年1月10日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日大阪狭山市条例第28号)別表第1及び別表第2	番号法第9条第2項並びに大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大阪狭山市条例第28号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1及び第2	事後	大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成30年1月10日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号及びマイナンバー条例別表第2	事後	大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成30年1月10日	I-5-① 部署	大阪狭山市市民部保険年金グループ	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ	事後	
平成30年1月10日	I-5-② 所属長	塚田 直	井上 知継	事後	
平成30年1月10日	I-7 請求先	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 電話:072-366-0011	事後	
平成30年1月10日	I-8 連絡先	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 電話:072-366-0011	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月10日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成30年1月10日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I-1-③ システムの名称	COKAS R/ADⅡ(中間サーバー、中間サーバーコネクタ、統合宛名システム)・G-TRUSTⅡ(福祉医療システム)	宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、福祉医療システム	事後	
令和1年6月26日	I-5-② 所属長の役職名	井上 知継	課長	事後	
令和1年6月26日	I-7 請求先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	I-8 請求先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	
令和2年9月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年9月2日時点	事後	
令和2年9月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年9月2日時点	事後	
令和3年9月17日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及びマイナンバー条例別表第2	番号法第19条第9号及びマイナンバー条例別表第2	事後	
令和3年9月17日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年9月2日時点	令和3年8月2日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年9月2日時点	令和3年8月2日時点	事後	